

地震発生時及び「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の授業等の取扱いについて

1 事前に情報がない状態で地震が発生した場合

- 児童が在宅時に震度5弱以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校となる。

2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

- 原則として、通常どおりの教育活動を行う。
- 校外活動については、発表後に出発する場合は、一時見合わせる。校外で活動中の場合は、いつでも帰校できるよう準備する。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

- 原則として、通常どおりの教育活動を行う。
- 校外活動については、発表後に出発する場合は、一時見合わせる。校外で活動中の場合は、いつでも帰校できるように準備する。

4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- 児童の安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童等を速やかに帰宅させる。
- 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）する。校外で活動中の場合は、速やかに帰校する。
- 部活動については、実施しない。
- 校長は、学校立地条件（土砂災害警戒区域なども含む）や児童等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時休校とすることができる。
- ※安全確保や今後の学校運営に関わる協議等のため、休校とすることもある。

5 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

- 通常どおりの教育活動を行う。
- ※土砂災害警戒区域については、学校等の状況に応じて、対応する。

6 その他

- 児童が在校時は、必要に応じて学校や児童の様子を保護者に連絡をしたり、引渡しの依頼をしたりする。（※事情によって下校できない場合は、学校の安全な場所で待機する。）
- 児童が在宅時は、臨時休校や授業再開の時期など、必要に応じて保護者に連絡する。
- ※災害時の学校対応について、登下校や始業時刻の変更・休業等、通常の学校教育活動と異なる場合は、学校情報メールにて配信する。